

第1回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月14日(火) 午後1時30分から午後2時10分
まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	3番	井次浅美
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	7番	橋本正之
	8番	足立恵子

最適化推進委員	10番	古徳哲郎
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 6番 阿部和夫

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
主幹	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第2号 非農地証明について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議長 ただ今から、令和7年第1回境港市農業委員会総会を開会いたします。欠席遅刻委員ですが、阿部委員が欠席です。
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、3番井次委員、4番足立晋哉委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和6年12月23日（月） 常設審議委員会（会長）

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の1ページから3ページになります。今回2件申請が出てきております。（番号1）は譲渡人が清水町のAさん、譲受人が清水町のBさん、Cさんです。所在は清水町、畑、451㎡、51㎡、合計2筆で502㎡です。申請理由としましては、譲渡人が高齢のため耕作が困難のため譲受人が無償譲渡で所有権移転し露地野菜等を栽培されるということで申請が上がっております。2ページをご覧ください。場所が中華料理屋の前の米川がある通りから南側1本目の通りを西に進んで2本目の通りを北に少し入ったところです。アパートの裏です。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移

転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 親戚の人が譲り受けて家庭菜園をされるという事です。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 続いて(番号2)の説明を行います。譲渡人が松江市のDさん、譲受人が湊町のEさんです。所在は中海干拓地、畑、4314㎡です。申請理由としましては、売買により所有権移転し、白ネギを栽培するとのことです。3ページをご覧ください。弓浜調整池の隣で道路に面した場所になります。

続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

橋本委員 現地は、干拓地の南端になります。畑はきちんと整地されていて、準備万端だと思います。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第2号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第2号「非農地証明について」説明させていただきます。議案の4ページから5ページになります。申請人は渡町のFさんです。土地の所在は、渡町、201㎡です。申請理由としましては、2004年購入したが冠水し、畑としては適さなかったため、使わなくなり、徐々に埋め立て現在に至るとのことです。今は半分アスファルトで埋めてあり不用品置き場として使用しているため、農地としての利用は困難とのことで非農地証明で申請が出ております。地図は5ページをご覧ください。江島大橋の南側で、

駐車場の北側になります。現地調査は、梶谷委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、江島大橋の手前で、駐車場と一緒にしているところです。最初は土地が低かったのですが、現在は、駐車場と同じ高さにブロックを積んでいます。今後、家庭菜園をする予定もないということなので、駐車場として使うと思いますが、狭い場所ですし、しょうがないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。
議案内容に関係しますので河岡委員、梶谷委員は退席をお願いします。

(河岡委員、梶谷委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)について」説明いたします。今回全部で33筆になります。新規が30件、更新が2件、付け替えが1件です。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員、梶谷委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○第2回境港市農業委員会総会(第1会議室)

◆午後1時30分～

令和7年 2月10日(月)

・農業委員会情報 市報 1月号「農地の相続について」

市報 2月号「農業者年金に加入しませんか」

(予定)

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からごさいませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 以上をもちまして令和7年第1回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和7年1月14日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
